

H26.9.26 薬物乱用対策推進地方本部全国会議



静岡県の危険ドラッグ対策

- ・不動産業界との連携
- ・地域との協働

静岡県健康福祉部薬事課

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。 静岡県健康福祉部

静岡県宅建協会との協定締結



いのち輝き、笑顔あふれる社会を。 平成26年8月26日 静岡県健康福祉部

静岡県宅地建物取引業協会との連携

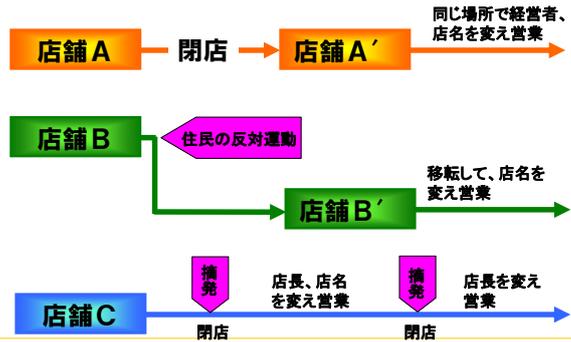


<平成25年5月>
賃貸借契約に係る業務の途上、若しくは賃貸借契約した店舗で、明らかに危険ドラッグの販売目的であることが判明した場合は、**薬事課へ情報提供するとともに、店舗の排除に向け協力する。**

時期	記事
平成26年6月	・県宅建協会を訪問し、協会事務局と県薬事課の2者で、危険ドラッグ販売店排除のための協働可能な内容について情報交換。 ・協会から 店舗の賃貸借契約の禁止条項へ、危険ドラッグの販売を入れること について前向きな意見を得る。
7月	・協働の方式について協定を締結することとし、協定は県警を含めた三者とすることで、協会の了解を得る。
8月26日	・県、県警、県宅建協会と協定締結

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。 静岡県健康福祉部

販売店排除の課題



いのち輝き、笑顔あふれる社会を。 静岡県健康福祉部

協定の内容



- (1)公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会が用意する建物賃貸借契約書の禁止事項に「本物件を危険ドラッグの販売のために使用すること」を加えていただくこと。
(第2条第1項、第3条第1項、第2項)
- (2)県及び県警が実施する啓発事業に御協力をいただくこと。
(第3条第3項)
- (3)県、県警及び公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会は、定期的な情報交換を行って相互連携の強化に努めること。
(第4条)
- (4)県及び県警は、協会の会員から仲介物件、賃借物件について相談があった場合には、必要な情報を提供すること。
(第2条第2項)

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。 静岡県健康福祉部

契約書の改訂イメージ



- (禁止事項)
- 第9条 借主は、次の行為をしてはならない。
- (1) 貸主の承諾なく、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡し又は転貸すること。
 - (2) 貸主の承諾なく、本物件の造作、模様替え、その他原状を変更すること。
 - (3) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - (4) 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
 - (5) 配水管を腐食させるおそれのある液体や故障の原因となるものを流すこと。
 - (6) 高音、騒音、振動、悪臭を発生する原因となる行為や衛生上有害となる行為をすること。
 - (7) 本物件を第1条の使用目的以外の用途に使用すること。
 - (8) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - (9) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 - (10) 本物件内(共用部分を含む)に反社会的勢力及び同関係者、覚醒剤を使用又は所持する者を住居させ、又は反復継続して出入りさせること。
 - (11) 法令に違反し又は公序良俗に反する行為、賭博行為、風紀を乱す行為をすること。
 - (12) その他、近隣に迷惑をかける行為をすること。

「本物件を危険ドラッグの販売のために使用すること。」

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。 静岡県健康福祉部

全国組織への協力依頼



全国宅地建物取引業協会連合会

全国賃貸不動産管理業協会

平成26年8月28日

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。

静岡県健康福祉部



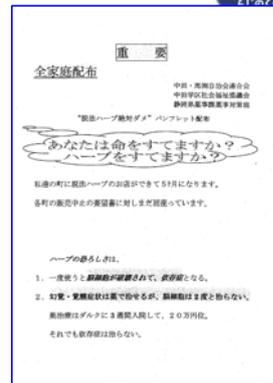
地域住民が販売自粛を要求



いのち輝き、笑顔あふれる社会を。

静岡県健康福祉部

7000戸にパンフを配布



いのち輝き、笑顔あふれる社会を。

静岡県健康福祉部

店舗周辺への「のぼり」の掲出



いのち輝き、笑顔あふれる社会を。

